## 香川県建築指導課から <u>盛土規制法等に関する説明会のお知らせ</u>

香川県及び高松市では、令和7年10月から宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づく許可制度等の運用を開始する予定としており、運用開始に向け、盛土規制法に関する概要、工事の際の許可の基準、申請方法等について、ご説明します。また、これまで段階的に施行されていた改正建築基準法や改正建築物省エネ法につい

また、これまで段階的に施行されていた改正建築基準法や改正建築物省エネ法についても、令和7年4月1日から木造戸建住宅等の建築確認手続きや壁量計算等の見直し、 すべての建築物における省エネ基準への適合義務化が始まります。これらの円滑な施行に向けて、改正概要や必要となる手続きなどについて、ご説明します。

なお、盛土規制法は、建築基準法の対象法令となっており、盛土規制法による許可の 対象となる敷地において、許可を受けていなければ建築確認はできません。

是非、この機会に説明会へご参加ください。

開催日時 令和7年3月14日(金) 14:00~16:00(予定)

- 場 所 香川県社会福祉総合センター 7階 大会議室 (香川県高松市番町1丁目10番35号)
- 内 容 1 盛土規制法の概要や盛土規制法に基づく許可申請・届出等の手続きに ついて
  - 2 改正建築基準法や改正建築物省エネ法の概要や手続き等について
  - 3 質疑応答

申込方法 下記内容についてメールもしくはFAXで下記までお申し込みください。 (申込期日 令和7年3月7日(金))

◆申込先 メール kenchikushi-kagawa@nifty.com (香川県建築士会) FAX 087-833-5377

会社名、事務所名	
参加人数	
参加代表者名	
連絡先(電話)	
連絡先(MAIL)	

## 【関連情報】

- ○説明会に関する具体的な内容などのお問い合わせは、香川県土木部建築指導課あて(電話: 087-832-3614)にご連絡ください。
- ○<u>香川県宅地建物取引業協会(2月6日)、全日本不動産協会香川県本部(3月19日)、建設</u>業協会(4月10日)などの団体に対しても、盛土規制法に関する説明会を開催します。
- ○香川県では盛土規制法に関するHPを開設しています。規制開始までに順次内容も更新しますので、ご確認ください。
  - URL https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/morido/sszdmb200612110612.html